

○地方行政委員会

内閣提出法律案(三件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
18	地方税法等の一部を改正する法律案		五、二、八	受 五、三、五 領	付 五、三、四 託 (予) 議 五、三、三〇 決 可 議 五、三、三 決 可	付 五、三、三 託 議 五、三、二四 決 可 議 五、三、二五 決 可	五、三、四 本院議で 趣旨説明 聴取
23	地方交付税法等の一部を改正する法律案		二、一〇	受 四、二、六 領	付 三、四 託 (予) 議 五、二、二 決 可 議 五、二、三 決 可	付 二、三 託 議 四、二、七 決 修 議 四、二、六 決 正	
47	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案		三、三	受 五、一、七 領	付 五、二、三 託 (予) 議 五、一、九 決 可 議 五、二、〇 決 可	付 五、一、〇 託 議 五、一、三 決 可 議 五、一、七 決 可	

<p>地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)(衆議院 送付)</p> <p>五八、二、八 内閣提出</p>	<p>一、二、二 衆本会議趣旨説明</p> <p>三、四 参本会議趣旨説明</p> <p>三、二、五 衆可決</p> <p>三、三、一 参可決</p>
--	---

## 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、低所得者層の税負担に配慮する制度として昭和五十七年度分の所得割に実施された非課税措置（非課税限度額は夫婦二人の給与所得者の場合、収入金額ベースで百八十八万五千元）を昭和五十八年度分についても継続して行うこと。同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合には、配偶者控除（現行二十二万円）又は扶養控除（現行二十二万円）の特例として二十五万円の所得控除を認めること。

二、法人住民税の均等割の適正化をはかるため、税率を引き上げるとともに、市町村民税については、その税率の適用区分を一部改めること。

三、不動産取得税について、既存住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等を自己の所有する住宅に居住していた者に対しても適用する等のほか、非課税措置の廃止等所要の整理合理化を行うこと。

四、たばこ消費税について、たばこの定価改定に伴い予想されるたばこ消費税の減収を調整し、定価改定のない場

合に見込まれる収収を確保するよう、昭和五十八年度分に限り、製造たばこの売渡し本数について所要の補正を行うこと。

五、娯楽施設利用税について、ゴルフ場に係る標準税率を一人一日につき千円（現行千円）、ぱちんこ場 一台につき 月額二百八十円（現行二百五十円）、まあじやん場 一卓につき 月額八百三十円（現行七百五十円）、たまつき場 一台につき 月額千三百円（現行千二百円）とすること。

六、料理飲食等消費税について、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を二千五百円（現行二千円）とすること。

七、鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率をおおむね十パーセント程度引き上げること。

八、自動車取得税について、免税点の特例措置（免税点三十万円、本則は十五万円）及び軽自動車以外の家用自動車に係る特例措置（税率百分の五、本則は百分の三）の適用期限を昭和六十年三月三十一日まで二年延長すること。

九、軽油引取税について、税率の特例措置（一キロリット

ルにつき二万四千三百円)の適用期限を昭和六十年三月三十一日まで二年延長すること(本則の税率は、同一万五千円)。

十、国民健康保険税について、課税限度額を二十八万円(現行二十七万円)とする等所要の措置を講ずること。

十一、日本国有鉄道の市町村納付金について、東北新幹線及び上越新幹線に係る償却資産のうち、法律で定めるものの算定標準額につき、新たに特例規定を設けるなど所要の措置を講ずること。

以上のほか、固定資産税、電気税、事業所税などに適用される非課税措置、課税標準の特例措置等について所要の整理合理化を行うほか、地方税負担の適正化等をはかると。

なお、施行期日は、娯楽施設利用税、電気税、軽油引取税の課税免除の改正は昭和五十八年六月一日から、料理飲食等消費税の改正は昭和五十九年一月一日から、その他の改正は昭和五十八年四月一日からである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方税負担の現状

等にかんがみ、個人住民税の所得割について、低所得者層に対し実施されている非課税措置を昭和五十八年度においても継続して行うこと、法人住民税の均等割、娯楽施設利用税、狩猟者登録税等の税率を引き上げ適正化すること、料理飲食等消費税について基礎控除額を引き上げること、自動車取得税及び軽油引取税に行われている税率等の特例措置を二年延長すること、東北新幹線及び上越新幹線の開業に伴い日本国有鉄道の市町村納付金について特例規定を設けることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、個人住民税の減税、非課税規定の整理、地方道路税源の充実・合理化、市町村納付金の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党及び日本共産党共同提出に係る修正案について、提案者を代表し志苦委員より修正趣旨の説明があった後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し上野委員より、日本共産党を代表して神谷委員より、それぞれ原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して大川委員より、民社党・国民連合を代表して田淵委員より、それぞれ原案

及び修正案に反対する旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二三号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

二、二二 衆本会議趣旨説明

三、 四 参本会議趣旨説明

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、地方交付税法の一部改正

##### (一) 地方交付税の総額の特例

1 昭和五十八年度分の地方交付税の総額は、現行の

法定額（所得税、法人税、酒税の収入見込額の三十二パーセント及び精算分の減額等により七兆二千八百億円）に、昭和五十七年度特例措置により減額した額の繰上加算額千百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円及び借入金一兆八千九百五十八億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金に係る昭和五十八年度分の利子負担のうち、地方負担とされた三千四百四十六億円を減額した額とする。（以上の措置により、昭和五十八年度地方交付税の総額は八兆八千六百八十五億円となる。）

##### 2 後年度の地方交付税の総額の確保に資するため、

昭和五十八年度借入金の償還に伴う措置として、借入純増加額のうち二千八十四億円についてはその十分の十に相当する額、それ以外の額についてはその二分の一に相当する額を昭和六十四年度から昭和七十三年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れる。

##### (二) 基準財政需要額の算定方法の改正

老人保健制度、特殊教育諸学校、下水道等に係る経

常経費及び地方債振替措置後の投資的経費の財源について所要の措置を講ずるとともに、昭和五十七年度において発行を許可された地方税減収補てん債及び地域財政特例対策債の元利償還金を基準財政需要額へ算入する。

(三) 基準財政収入額の算定方法の改正

交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入及び法人関係税等の基準税額の精算年限の延長等について所要の改正を行う。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(一) 地方交付税の総額の特例に伴う改正

昭和五十八年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の借入金限度額を引き上げるとともに、昭和五十八年度における同勘定の借入金に係る臨時地方特例交付金の額を改正する。

(二) 交通安全対策特別交付金の交付に関する経理

交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、これに伴い同特別会計を交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策特別交付金勘定に区分する等の改正を

行う。

三、道路交通法の一部改正

交通安全対策特別交付金の用途を拡大し、同交付金を道路交通安全施設の管理に要する費用で政令で定めるものにも充てることができることとし、同交付金の額は、反則金収入相当額等から通告書送付費支出金相当額及び郵政取扱手数料相当額の合算額を控除した額とする。また、同交付金は毎年度九月と三月に分けて交付する等の改正を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度分の地方交付税の総額について特例措置を講じ、借入金の増額等により所要額を確保すること、当該借入金の償還に当たり、一般会計より臨時地方特例交付金を繰り入れるよう措置すること、地方債振替後の投資的経費、老人保健制度の実施等に伴う經常経費にかかる単位費用を改めること、

交通安全対策特別交付金を基準財政収入額に算入するとともにその用途を拡大し、交通安全施設の維持管理費に使用できるものとする事、交付税等の特別会計制度について関係規定を改正すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、歳出抑制基調における財源不足、借金依存体質の深刻化、交付税借入金利子の地方負担、税源配分の見直し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合共同提案による地方交付税率の引き上げ等を内容とする修正案について、志苦委員より趣旨説明が行われました。本修正案に対しては、自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して大川委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して田淵委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より修正案に反対、

原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）（衆議院送付）

五八、三、二二 内閣提出

五、一〇 衆本会議趣旨説明

五、一七 衆可決

五、二〇 参可決

#### 要旨

本法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員定年制度の実施に伴い定年等による退職者に対し長期給付に係る特別措置を講じようとするもので、その内容は次のとお

りである。

第一 地方公務員共済組合連合会の設立等

一、地方公務員共済組合連合会の設立

- (1) すべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を新たに設ける。ただし、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合は除かれるものとする。(設定期日は、昭和五十九年四月一日。)

- (2) 地方職員共済組合連合会は、組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金の割合を定めること、長期給付積立金を管理すること等の事業を行う。

- (3) 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会、理事長、理事及び監事を置く。

- (4) 長期給付の円滑な実施を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。組合は、これに充てるために、政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込み、地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づいて長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付する。

二、全国市町村職員共済組合連合会の設立

- (1) すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会(市町村連合会)を新たに設ける。(設定期日は昭和五十九年四月一日。これと同時に、現行の市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会は解散する。)

- (2) 市町村連合会は、構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理に関し構成組合の事務を指導すること、災害給付積立金を管理すること、福祉事業を行うこと等の事業を行う。

- (3) 当分の間、市町村連合会は、(2)の事業のほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業及び長期給付に係る事務の指導等の事業を行うことができるものとする。

第二 定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項

一、特例継続組合員制度の創設

定年等により退職し、退職年金等を受ける権利を有しない者で退職前の組合員期間が十年以上ある等の一定の要件に該当する者については、退職後も引き続き

長期給付に関する規定を適用される特例継続組合員となることができる。

## 二、退職年金等の特例

定年等で退職し、退職年金等を受ける権利をもたない者が、退職前の四十歳以上の組合員期間が十五年以上ある等の一定の要件に該当する場合、その者又はその遺族に対し特例退職年金等を支給する。

## 第三 施行期日

第一の措置は昭和五十九年四月一日から、第二の措置は昭和六十年三月三十一日から施行する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に関し、その業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けること、連合会の事業として、組合員の掛金率の決定、長期給付積立金の管理、各組合において不足する長期給付資金の交付等を行わせること、地方公務員の定年制の実施に伴い、定年等による退職者のうち、何らの年金を受ける権利を有しない者に対して長期給付の特例措置を講ずること等を主な

内容とするものであります。

委員会におきましては、年金財政の見通し、公的年金の改革のあり方、連合会の組織及び運営などの問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、反対討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。